

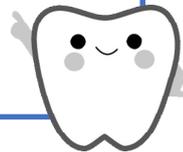
# 「妊婦歯科健康診査」費用の一部助成を行っています

R8.4 改正

大山町では、妊婦歯科健康診査費用の一部助成を行っています。

妊娠中はホルモンバランスの変化や、つわり等により口腔ケアが不足することで、口腔内環境が悪化し、むし歯や歯周病になりやすいと言われています。また、歯周病により早産や低出生体重児出産の可能性が高くなることが指摘されています。

つわりの落ち着いた頃に、一度歯科健康診査を受診されることをお勧めします。



## 対象者

①、②の両方に該当する人

- ① 歯科健康診査受診日時点で大山町に住民登録がある妊婦。
- ② 歯科健康診査を受け、受診費用全額を負担した妊婦。

## 受診場所

特に指定はありません。

## 助成回数・内容

おひとり1回 上限2,500円

歯科健康診査の内容：問診、歯周病等の口腔内検査、健診結果の指導及び相談

★治療行為にかかる費用は対象外です。

※ 受診費用が助成額の上限に満たない場合は、その額が助成額となります。

※ 生活保護世帯、住民税非課税世帯の方の助成額は、受診費用全額となります。

## 申請の方法

- ① 受診費用全額を医療機関の窓口でお支払いいただき、町へ助成金の交付申請をしてください。書類等審査後、決定通知をお送りし、登録口座に振り込みます。

※申請手続きは、受診した日から1年以内に行ってください。

【受付窓口】 子育て課（保健福祉センターなわ）・住民課（役場本庁）・各支所総合窓口室

## 必要書類等

- ① 大山町妊婦歯科健康診査費用助成金交付申請書
- ② 健診日及び受診記録が確認できるもの（母子健康手帳等）
- ③ 歯科健康診査の額を証明できる領収書（内訳が分かるもの）
- ④ 通帳等振込口座のわかるもの（町に口座の登録がない場合は、口座の登録が必要です）



## 注意事項

受診の際は必ず母子健康手帳を持ってお出かけください。

### 【お問合せ先】

大山町子育て課（保健福祉センターなわ内）

電話（0859）54-5205